
第3回 日吉津村議会定例会会議録〔第4日〕

令和4年9月22日（木曜日）

議事日程（第4号）

令和4年9月22日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 陳情第 14 号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を
求める陳情 (総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 議案第 34 号 日吉津村長の給与の減額に関する条例
- 日程第 3 議案第 35 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 4 議案第 37 号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特
別会計補正予算（第1回）
- 日程第 5 議案第 38 号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計
補正予算（第1回）
- 日程第 6 議案第 39 号 令和4年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第 7 議案第 40 号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 8 議案第 41 号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特
別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 42 号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 43 号 令和3年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び
決算の認定について
- 日程第 11 議案第 44 号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第 12 議案第 45 号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5
回）
- 日程第 13 議案第 46 号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第6
回）
- 日程第 14 発議第 7 号 肥料価格高騰対策を求める意見書について
- 日程第 15 発議第 8 号 会計年度任用職員処遇改善に向けた法改正と雇用安定に関
する意見書について
- 日程第 16 議員派遣の件について
- 日程第 17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 14 号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を
求める陳情 (総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 議案第 34 号 日吉津村長の給与の減額に関する条例
- 日程第 3 議案第 35 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 4 議案第 37 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特
別会計補正予算 (第 1 回)
- 日程第 5 議案第 38 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計
補正予算 (第 1 回)
- 日程第 6 議案第 39 号 令和 4 年度日吉津村下水道事業会計補正予算 (第 1 回)
- 日程第 7 議案第 40 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 8 議案第 41 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特
別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 42 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 43 号 令和 3 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び
決算の認定について
- 日程第 11 議案第 44 号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第 12 議案第 45 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第 5
回)
- 日程第 13 議案第 46 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第 6
回)
- 日程第 14 発議第 7 号 肥料価格高騰対策を求める意見書について
- 日程第 15 発議第 8 号 会計年度任用職員処遇改善に向けた法改正と雇用安定に関
する意見書について
- 日程第 16 議員派遣の件について
- 日程第 17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

出席議員（10名）

1番	長谷川 康 弘	2番	井 藤 稔
3番	橋 井 満 義	4番	三 島 尋 子
5番	松 本 二三子	6番	河 中 博 子
7番	前 田 昇	8番	松 田 悦 郎
9番	加 藤 修	10番	山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 小 乾 敬 介 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 福 井 真 一 住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久 建設産業課長 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之 教育次長 横 田 威 開
教育会計管理者 景 山 美 穂

午後1時30分 開議

○議長（山路 有君） 皆さんこんにちは。令和4年9月第3回定例会最終日、討論・採決となります。開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。冒頭ですが、議長として、また一村民として一言お礼申し上げます。休日返上で、新型コロナワクチン接種にもご努力願っています役場職員、関係者の皆さんに改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。今後も、よろしく願います。

議員各位におかれましては、開会中に決算審査特別委員会、各常任委員会等を開催していただき、慌ただしい毎日であったと思っております。ご苦労様でした。

台風14号、過去に経験したことのない台風ということで、心配したところでもあります。国内を縦断する台風、全国的には大きな被害は発生したところでもあります。日吉津村においては、個人住宅の屋根がめくれる被害が1件発生したとの連絡を受けております。教訓として、コロナ禍であっても日常の防災意識の向上を図る取り組みは、重要であると認識したところでもあります。

鳥取県の新型コロナ発生状況として、収まりつつあるところですが、第8波もあり得るということで、ここで気を抜くことなく十分なコロナ感染対策をお願いするとこ

ろであります。

それでは本日の会議に入ります。ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 陳情第 14 号

○議長（山路 有君） 日程第 1、陳情第 14 号、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める陳情を議題とします。本陳情については、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員会委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。先ほど議長の紹介のとおり、総務経済常任委員会に付託をされました陳情について、お手元の資料に基づきご報告をさせていただきます。

本陳情につきましては、令和 4 年 8 月 5 日受付の陳情第 14 号会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める陳情でございます。陳情者、鳥取市南町 505 番地、自治労鳥取県本部、執行委員長山口一樹氏。並びに、日吉津村大字日吉津 872 番地 15、日吉津村職員労働組合執行委員長、里英樹氏、両名からの提出でございます。本陳情の趣旨と致しましては、お手元の資料のとおりでございますが、まず自治体で働く会計年度任用職員は、2020 年総務省調査によると全国で 70 万とされ、常勤職員と同様に、地方行政の重要な担い手となっています。適正な任用、勤務条件の確保を目的に、2020 年 4 月から会計年度任用職員制度がスタートしましたが、今なお、官製ワーキングプアと揶揄される状況にあり、法改正により一定程度改善したものの、依然として、常勤職員との均等、均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況は変わっていません。

とりわけ短時間の会計年度任用職員には、法律上期末手当しか支給できないなど、格差は広がるばかりです。良質で安定した行政サービスの維持向上のためには、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定が急務となっています。つきましては、次の事が措置されるよう強く要望いたしますという陳情趣旨でございます。

陳情の事項について 3 点ございます。まず一点目、短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定を見直し、地方自治法第 203 条の 2 第 4 条の改正を行い、短時間の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにすること。

次二点目、各自治体において、会計年度任用職員等の処遇改善促進に向け、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

三点目、会計年度任用職員の雇用安定を図るため、任期の定めのない、短時間勤務職員制度の導入について検討を行うことということが、陳情の事項として提出をされ

ております。

当委員会と致しましては、本委員会の委員、敬称略させていただきますが、三島、井藤、長谷川、山路、4名の委員とわたし委員長の橋井でございます。令和4年9月16日金曜日、午後1時30分より本庁舎委員会室にて会議を行ったものでございます。

本陳情につきましては、各委員から、るる、さまざまなお意見を頂戴をいたしました。総じてやはり、同一労働同一賃金という一つの観点から、本陳情については、やはり尊重すべきであるという意見も出たものであります。

しかしながら、この勤勉手当支給制限に関する規定というのは、国が定めたものであります。これらの改正を行うという趣旨、そして短期間の会計年度任用職員にも、勤勉手当を支給せよということでございます。これについては、各地域間格差そして民間との条件差、そして今現在パート賃金を労働されてる皆様の中では、130万という上限制度の大きな壁があるということから、さまざまな観点で考慮をしなくてはならないということが、大きな課題として取り上げをされております。

そして2点目については、必要な財源の確保についてということですが、これの支出としては、一般財源からの支出ということになってまいります。

そして3点目、任期の定めのない短時間勤務職員制度ということの導入ということですが、短時間勤務制度の任期の定めのないということになりますと、さまざまな任期の定めのないという条件が出てくるということが、懸念されてるということも指摘を受けたところであります。そういったところも、さまざまな意見が交錯したところではあります。最終的に本審議の結果、採択とすべきが2、不採択とすべきが1、趣旨採択とすべきが1、以上の結果、審議としては採択すべきであるということで決定を致しましたので、ここで報告させていただきます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第14号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第 2 議案第 34 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、議案第 34 号日吉津村長の給与の減額に関する条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 35 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 35 号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 37 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、議案第 37 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 38 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、議案第 38 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 39 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 39 号令和 4 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 40 号 から 日程第 10 議案第 43 号

○議長（山路 有君） お諮りします、日程第 7 から日程第 10 までは決算の認定に関する議案ですので、一括議題としたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 7 議案第 40 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、議案第 41 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、議案第 42 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、議案第 43 号令和 3 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題とします。本 4 議案については、本議会において議員全員で構成する、決算審査特別委員会に審査を付託していますので、決算審査特別委員会委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井決算審査特別委員長。

○**決算審査特別委員会委員長（橋井 満義君）** ただいま議題となりました、決算審査特別委員会のご報告をさせていただきます。日吉津村議会議長山路有様、決算審査特別委員会委員長橋井満義。

決算報告書、令和4年第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

事件名については、議案第40号から43号までの4事件であります。まず、議案第40号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第41号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第42号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第43号令和3年度日吉津村公共下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上4事件について行ったものであります。

審査日時は、本年令和年9月13、14日、20日の三日間において行っております。審査場所は本日吉津村議会議場において行っております。委員構成は、先ほど議長の申されたとおりであります。議員全員であります。わたし橋井委員長でございますが、副委員長前田敬称略させていただきます。副委員長前田昇、委員加藤修、松田悦郎、三島尋子、井藤稔、松本二三子、川中博子、長谷川康弘、山路有、以上議員全員でございます。本決算資料に基づく説明員にといたしまして、総務課から小原義人課長、高塚悠美代係長、総合政策課福井真一課長、福祉保健課橋田和久課長、保育所山路由紀子所長、建設産業課益田英則課長、教育委員会井田博之教育長、そして横田威開教育次長、住民課長矢野孝志課長、議会事務局小乾敬介事務局長、以上の説明員を同席のもと、審査を行いました。

審査の結果であります。議案第40号については審査の結果、全会一致で認定、議案第41号全会一致で認定、議案第42号全会一致で認定、議案第43号全会一致で可決認定でありました。各項目の会計に基づいて、概略をご説明させていただきます。令和3年度決算において、一般会計、特別会計及び公営企業会計とも黒字となっており、健全化判断比率においても4指標すべてが早期健全化基準を下回っているため、問題はないとの報告であった。待望の複合型子育て拠点施設ミライトひえづも完成し、今後の起債償還なども見通しながら引き続き健全財政の維持に努められたい。

まず、議案第40号一般会計歳入歳出決算、歳入総額は35億9,087万円で、前年度比16.2パーセント増、歳出総額は34億6,321万6,000円で約19.7パーセント増となり、差し引き額は1億2,765万4,000円となった。この内、翌年度に繰り越すべき繰越明許費繰越額が1,151万4,000円あり、実質収支額は1億1,614万円である。歳入増の主な要因は、地方交付税が前年度比約32.4パーセントの増となったが、これはコロナ臨時交付金や、交付税の算定基礎として影響の大きい、国勢調査人口の増な

どが反映されたものであり、歳入全体の約 19.8 パーセントを占める。一方、国庫支出金は前年度比約 46.5 パーセント減となっているが、コロナ対策の特別定額給付金事業などが、終了したことが反映された。村債は、前年度比約 343.7 パーセントと大幅に増となった。これは複合型子育て拠点施設の建設に伴う、財源確保によるものである。村財政の基盤であり、歳入の約 25 パーセントを占める村税は、ほぼ前年並み、個人住民税は、微増ながら法人住民税は 3.3 パーセント減となっており、新型コロナによる経済状況の影響を、受けたと推測される。固定資産税においては、転入世帯などによる住宅建築の影響から、土地家屋については微増しているものの、償却資産については前年度比 2.1 パーセント減となっており、事業所等の設備投資が増えない中、設備機器の償却によるものと推測される。

また、財産収入が大幅に増、前年度比約 7,390 万円増となっているが、これは土地開発公社の解散に伴う、精算金が入ったことが主因である。

歳出増の主な要因は、複合型子育て拠点施設の建設に伴うもので、民生費が前年度比で 6 億 2,105 万 5,000 円、約 72.6 パーセントの増となった。性質別にみると、普通建設事業費として前年度比 4 億 7,942 万 6,000 円、262.7 パーセント増となった。衛生費は、新型コロナワクチン接種関連により、前年度比で 3,142 万 3,000 円、19.9 パーセント増となった。諸支出金については地方交付税の増額により、財政調整基金への積み立てを行ったことから、前年度比 3 億 3,643 万 7,000 円、約 456.7 パーセント増となっている。他の主な基金については、公共施設等建設基金が 1 億 344 万 1,000 円で、前年度比 3,850 万円減、夢育む村づくり基金が 2 億 9,020 万 7,000 円で、前年度比 7,911 万 6,000 円減となっている。また、西部広域行政管理組合で計画されている、一般廃棄物処理施設の整備費負担のための積立基金が設置され、1,000 万円が積み立てられている。

令和 3 年度は、初めて 30 億を超えた令和 2 年度をさらに拡大更新して、35 億に達する財政規模となった。自主財源比率は 44.5 パーセント、前年度比約 1 パーセント減で、依存財源比率が 55.5 パーセントとなっている。歳出面では、今後複合型子育て拠点施設の建設に伴う、起債の償還などが控えている。健全な財政運営に努められたい。以上が、一般会計についてでございます。

つぎ、議案第 41 号国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、歳入総額は 3 億 5,625 万 5,000 円で、前年度比約 1.1 パーセント減、歳出総額は 3 億 5,623 万 4,000 円で、前年度比約 0.7 パーセント増となり、差し引き額は 2 万円となった。被保険者は 686 人（415 世帯）で、近年減少傾向にある。これは 60 歳に達しても、引き続き就労される方も多いたことがその要因と推測される。

歳入、歳出とも大きな変動はないが、歳出の 70 パーセント程度を占める保険給付費が、わずかながら減少しているのは、新型コロナ感染への不安から、受診控えが影響しているものと推測される。健康の維持増進に向けた取り組みを進めることで、健

全な国保会計の維持に努められたい。以上が、国保会計についてであります。

つぎ、議案第 42 号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、歳入総額は 4,465 万 2,000 円で、前年度比約 2 パーセント増、歳出総額は 4,452 万 6,000 円で、前年度比約 1.7 パーセント増となり、差し引き額は 12 万 5,000 円となった。被保険者数は 510 人、今後団塊の世代が 75 歳以上になり、人数、納付金の増加が予測される。保険料の滞納もわずかながら発生しており、今後の適正な事業運営に努められたい。以上が、後期高齢者医療についてであります。

つぎ、議案第 43 号下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算、収益的収入は 1 億 5,289 万 5,000 円で、前年度比 611 万 4,000 円の減、収益的支出は 1 億 3,447 万 4,000 円で、前年度比 1,131 万 7,000 円の減となっている。

経営収支は黒字となっており、収支においては概ね順調に運営されている。資本的収入は 390 万円で前年度比 150 万円の増、資本的支出は 4,685 万 4,000 円で、前年度比 531 万 7,000 円の増となった。本村の、下水道事業は全国的に先駆けて整備され、今日に至っている。施設の老朽化も進んでいることから、計画的効率的な維持補修や更新などを進められたい。

令和 2 年度より公営企業会計となるなど、事務内容は複雑化している。限られた職員数で対応するリスクを深く認識し、不適切な処理が発生しないよう事務処理の見直しや、チェック体制の確立などをはかり、村民の信頼を得られるよう最善の対応に努められたい。以上が下水道事業会計についてであります。

その他付帯意見といたしまして、決算審査にあたり、参考となる説明資料の形式が総合計画の政策評価との連動を考慮され、工夫をされていた。ただし、主要施策の成果における活動実績等の記載においては、審議会等の人数、開催日数、事業への参加者数など、審査する上で必要な具体的な数値が記載されていないものも散見された。一見して、事業の概略が理解できるよう努められたい。

なお審査の過程で、次年度予算編成及び今後の見直しを求める意見については、以下、そして別紙のとおり、これら付帯意見及び審査における指摘事項については、村において速やかに検討の上、議会との協議の場にて回答をいただくよう求めるものであります。別紙のとおり付帯意見を添付しておりますので、皆様お手元のとおり一読してやって下さい。以上が決算審査の報告であります。

○議長（山路 有君） 委員長にはまとめること、大変ではなかったかなと思いますけども、ご苦労様でした。議案第 40 号から議案第 43 号まで、委員長報告は全会一致で認定すべきものとなっていますので、この際、質疑討論ないものとし採決は議案ごとに行います。

これから議案第 40 号の採決を行います。本議案に対する委員長の報告は、全会一致で認定すべきものであります。委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号は原案のとおり認定されました。

これから議案第 41 号の採決を行います。本議案に対する委員長の報告は全会一致で認定すべきものであります。委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号は原案のとおり認定されました。

これから議案第 42 号の採決を行います。本議案に対する委員長の報告は全会一致で認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 42 号は原案のとおり認定されました。

これから議案第 43 号の採決を行います。本議案に対する委員長の報告は全会一致で可決・認定すべきものであります。委員長報告のとおり可決・認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号は原案のとおり可決・認定されました。

日程第 11 議案第 44 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 44 号日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案に同意される方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 44 号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 12 議案第 45 号

○議長（山路 有君） 日程第 12、議案第 45 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）を議題とします。これから討論を行います。討論はありま

せんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案に賛成される方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 46 号

○議長（山路 有君） 日程第 13、議案第 46 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）を議題といたします。本議案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第 46 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）について提案理由を御説明申し上げます。議案第 46 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 1,175 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 9,059 万 2,000 円とするものでございます。

歳出の主なものを御説明申し上げます。はじめに 5 ページをご覧ください。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費に 50 万円の増額を計上しておりますが、これは旧うなばら荘の活用に係る協議のための弁護士費用でございます。

つづいて、第 3 款民生費、第 1 項社会福祉士費、第 1 目社福祉総務費に 1,175 万 7,000 円の増額を計上しておりますが、これは住民税非課税世帯等に給付する臨時特別給付金 1,000 万円が主なものであり、今後詳細が決まり支給時期が決定いたしましたら、速やかに非課税世帯等へ 5 万円の給付を行うものでございます。第 11 款諸支出金、第 1 項基金費、第 1 目財政調整基金費への積立額 50 万 4,000 円の減額で調整をしております。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので 4 ページをご覧ください。第 14 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 2 目民生費国庫補助金では 1,175 万 3,000 円の増額を計上しておりますが、非課税世帯等への臨時給付金のための、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金及び事務費補助金の増額でございます。

以上、議案第 46 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この補正予算書の中の支出でいう5ページですね。委託料ということで、電算処理業務委託料が165万円予算化されております。あのまあ今回は、非課税世帯に5万円を支給する、給付するというので、非課税世帯ってというのは、今年度当初から決定をされていて、その抽出にはそれほど手間もかからないようにわたしは思うんですけども、そういった点を踏まえていうなら、この電算の委託料が165万というのは、ちょっと非常に高いような気がしております。あの概要書でも当初、要求額がもっと高かったように書かれておりますが、あの率直に常々、いろんな事業のために電算処理料が、委託料がかかるわけですけども、この今回の165万ってのは、結構多額と見れるんじゃないかと思いますが、その点について、まず、どのように事務方といいますかね、この間、作業をされる側からいうとどのように考えられているかお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。今あの現段階では、国の方で支給時期また実施要項等が定まっておきませんので、確定した話ということができておりません。ですので、今時点の、こちらの電算委託料につきましても、あくまでも見積もりというところで、今までの給付実績から見た上限というところを、見させていただいたところでの予算としております。ご指摘のとおり、あの非課税世帯につきましては、ほぼ確定してるところはございますけども、年度途中で非課税世帯に修正申告等で変わっておられる方もございます。

また後、国の方ではマイナンバーとの紐付けというところで、システム改修をしないとその連携が図れないという部分もございますので、併せてそのシステム改修が必要になってくるというところがございますので、今までの実績等勘案した中で、上限のところを見させていただいてるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 先ほどの答弁で言えば、要するに修正申告の家庭もあるので、まだ基準日も、いわゆる非課税の基準日も決まっていっていいんでしょうか。

あのその上でですね、先ほどのマイナンバーとの連携ということではありますが、その辺りはですね、あの果たしてどのように影響するのかって、わたしにはあまり即座に理解ができないんですけども、そのマイナンバーとの連携により、委託料に影響するということがあるんなら、まああの多少答弁できる範囲でも、答弁いただければいいなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。先ほど、あの申しあげましたように、基準日の方も、あの今の時点では、あののはっきり国の方か

ら示されておりませんので、そちらにつきましても、今後、示されたものを元に対応して参りたいというふうに考えております。

また、マイナンバーとの連携につきましても、他がマイナンバーの情報をですね、連携していかないといけないというところが出てまいりますので、うちの中のシステムということで収まらない部分といいますか、情報連携をするための、システム改修が必要になってくるということでございます。うまく説明がなかなかできないんですけども、それをもとにその口座情報でありますとか、速やかにプッシュ型で給付するというので、口座情報もそこで確認ができるというようなこともございますので、手前の事務の中で行うというよりは、システム改修を行って、住民税のシステムの方との連携をしていくということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。今、説明でわかったようなわからないような感じがしてますけれども、マイナンバーと連携してっていうことでしたけれども、これはマイナンバーの申請している人も、していない人も関係してくるってことですか。あのしてる今の状況の中でっていうこと、基準日が、決まらないのでっていうことでしたけども、今年度の非課税っていうのはもうわかってますよね。修正が今後出てくればそれはその時なんですけども、その修正も何時までにしたらっていうことがあって基準日っていうことなんでしょうか。

なんか、そこがちょっとわかりにくいですね。マイナンバーっていうのもあって、してない人、してる人っていうことがあるんですけどどうなんでしょう。

それともう一つ、プッシュ型ってことがありますけど、そこについてもちょっと説明して下さい。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田和久君） 三島議員のご質問にお答えいたします。基準日が定まっておらない状況の中で、たとえば申請された方の口座情報が、マイナンバーで登録されてる方については、マイナンバーの情報から紐付けして口座が、申請書で申請をされなくてもお支払いができるということがあると思っております。あの今まですでに申請をされて、口座が登録されている方については、そちらに速やかに振り込むということで、それがプッシュ型ということで、もうすでに申請をいただいているので、これまでの事業の流れということで、今回の5万円についても今までの口座でいいところでありましたら、それを申請いただかずに、もうこちらからお支払いするという流れが、一応プッシュ型ということでございます。

また、新たな対象になられた方については、その所得の確認でありますとか、先ほどいいました口座の情報の確認のために、マイナンバーとの連携で申請書に記載いただくということではなくて、その情報連携で情報を取得することが可能となるという

ことでございます。以上です。

○議長（山路 有君） はい、他にございませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） はい、3番、橋井です。5ページの、先ほど来、皆さん質問されないなと思って、要するに弁護士報酬ということで、先ほど村長も、説明中ではうなばらの問題ということで言われました。この内容については、現在まだ進捗状況が定まってないので、わたしどもも知る由がないところの部分もあるので、そのディテールの部分には控えますけども、要するにこれはヤードクリエーションとの法的対処がもう必要だというふうに判断をされたために、やはり弁護士を介する法的対処が必要であると思われて、この予算を組まれたということで理解をしてよろしいんでしょうかね。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。おっしゃいますように、法的対処が必要となる可能性が高いということで、組ませていただきました。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第7号

○議長（山路 有君） 日程第14、発議第7号肥料価格高騰対策を求める意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（加藤 修君） 議会運営委員長の加藤です。ただいま議案となりました発議第7号について提案理由を申し上げます。昨年から続く国際的な原油価格の高騰、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安によって、一次産業を中心に資材価格の高騰が問題となっています。特に農業分野において、資材価格の高騰が生産者の経営意欲を奪い、専業兼業問わず離農者の増加につながり、ひいては農地の保全が

困難に至る可能性があります。そこで鳥取県西部7町村議会が協働歩調をとり、国の食料安保の観点から、資料価格高騰対策などを講じることを求め、別紙案のとおり意見書を提出するものでございます。以上、議員諸氏のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりました。この際、質疑討論ないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり意見書を提出することにいたしました。

日程第15 発議第8号

○議長（山路 有君） 日程第15、発議第8号会計年度任用職員の処遇改善に向けた、法改正及び雇用安定に関する意見書についてを議題とします。

お諮りします。本発議は陳情第14号に基づく意見書の提出についてがありますが、本会議において陳情第14号が不採択となりましたので、発議第8号については意見書を提出しないことといたします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は意見書を提出しないことに決定いたしました。

日程第16 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第16 議員派遣の件についてを議題とします。お諮りいたします。この件については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、派遣することに決定いたしました。

日程第17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第17、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。総務経済常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました調査事件について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 18、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。教育民生常任委員会から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 19、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。広報広聴常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました調査事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 20、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で本定例会の会議に付議された議案はすべて終了しました。これをもって会議を閉じ、令和 4 年第 3 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 31 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員